

## 戸田ほほえみの郷 特別養護老人ホーム

### ■料金表

#### (1) 施設利用料(1日あたり)

①個室	サービス利用料金	介護保険からの給付額	自己負担額
要介護1	5,617円	5,055円	562円
要介護2	6,305円	5,674円	631円
要介護3	7,004円	6,303円	701円
要介護4	7,692円	6,922円	770円
要介護5	8,359円	7,523円	836円
②多床室	サービス利用料金	介護保険からの給付額	自己負担額
要介護1	5,617円	5,055円	562円
要介護2	6,305円	5,674円	631円
要介護3	7,004円	6,303円	701円
要介護4	7,692円	6,922円	770円
要介護5	8,359円	7,523円	836円

(2) 加算される料金

	サービス利用料金	介護保険からの給付額	自己負担額
① 個別機能訓練加算	123円	110円	13円
② 看護体制加算(Ⅰ)	41円	36円	5円
③ 看護体制加算(Ⅱ)	82円	73円	9円
④ 日常生活継続支援加算	369円	332円	37円
⑤ 栄養マネジメント加算	143円	128円	15円
⑥ 口腔衛生管理体制加算(月額)	308円	277円	31円
⑦ 口腔衛生管理加算(月額)	1,129円	1,016円	113円
⑧ 初期加算	308円	277円	31円
⑨ 入院・外泊中の料金	2,526円	2,273円	253円
⑩ 経口移行加算	287円	258円	29円
⑪ 経口維持加算Ⅰ(月額)	4,108円	3,697円	411円
⑫ 経口維持加算Ⅱ(月額)	1,027円	924円	103円
⑬ 若年性認知症入所者 受け入れ加算	1,232円	1,108円	124円
⑭ 療養食加算	184円	165円	19円
⑮ 看取り介護加算1	1,478円	1,330円	148円
⑯ 看取り介護加算2	6,983円	6,284円	699円
⑰ 看取り介護加算3	13,145円	11,830円	1,315円
⑱ 退所前訪問相談援助加算	4,724円	4,251円	473円
⑲ 退所後訪問相談援助加算	4,724円	4,251円	473円
⑳ 退所時相談援助加算	4,108円	3,697円	411円
㉑ 退所前連携加算	5,135円	4,621円	514円
㉒ 在宅・入所相互利用加算	410円	369円	41円
㉓ 障害者生活支援体制加算	267円	240円	27円
㉔ 認知症行動・心理症状 緊急対応加算	2,054円	1,848円	206円
㉕ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に5.9%を乗じた単位数単位数(1日につき)		

- ① 専従の機能訓練指導員を1名以上（入所者100人につき）配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施している場合に1日につき加算されます。
- ② 常勤の看護師を1名以上配置している場合に1日につき加算されます。
- ③ 基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関への24時間体制が確保されている場合に1日につき加算されます。
- ④ 入所者の数が6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1名以上配置していることに加えて、（1）から（3）までのいずれかを満たす場合に1日につき加算されます。
  - （1）新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上である場合
  - （2）新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来たすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上である場合
  - （3）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が15%以上である場合
- ⑤ 常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して、個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合に1日につき加算されます。
- ⑥ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成している場合に1月につき加算されます。
- ⑦ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき加算されます。
- ⑧ 入所日から起算して30日間施設利用料に加算されます。
- ⑨ 入所者が病院等へ入院又は居宅に外泊した場合、1月につき6日まで算定されます。初日および最終日は施設利用料を算定します。
- ⑩ 経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に1日につき加算されます。
- ⑪ 現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職員の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合に1月につき加算されます。
- ⑫ 当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて1月につき加算されます。
- ⑬ 受入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている場合に加算されます。
- ⑭ 医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合に1日につき加算されます。
- ⑮ （1）から（3）まで満たす場合に1日につき加算されます。
  - （1）医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者ある場合
  - （2）医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）である場合
  - （3）看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求めに等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を

受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）である場合で死亡日以前4～30日に算定します。

- ⑯ ⑮の対象で死亡日前日及び前々日に算定します。
- ⑰ ⑮の対象で死亡日に算定します。
- ⑱ 退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し入所者・家族等に退所後のサービス利用について相談援助を行った場合、入所中1回（入所後早期に相談援助の必要がある場合は2回）を限度として算定します。
- ⑲ 退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者・家族等に相談援助を行った場合、退所後1回を限度として算定します。
- ⑳ 退所時に、入所者・家族等に対し、退所後のサービス利用についての相談援助を行った場合及び退所日から2週間以内に、市区町村・老人介護支援センター等に対し、介護状況を文書により提出した場合入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスに算定します。
- ㉑ 退所に先立って、入所者が希望する居宅介護支援事業者へ、退所後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合に算定します。
- ㉒ 認知症の行動・心理症状が認められた利用者について、緊急に介護福祉施設サービスを行った場合（入所日から起算して7日を算定の限度とする）に1日につき加算されます。
- ㉓ 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が3月を超えるとときは、3月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者である場合に1日につき加算されます。
- ㉔ 視覚、聴力、言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者が15人以上入所している施設に、専従の障害者生活支援員1名以上（障害者50人につき）常勤で配置している場合に1日につき加算されます。
- ㉕ ご利用サービス合計単位数に5.9%を乗じて得た金額の1割が1日につき加算されます。

### （3）居住費

- ①個室 1日あたり 1,150円
- ②多床室 1日あたり 840円

### （4）食費 1日あたり 1,380円

※ 居住費及び食費について介護保険特定負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載された額となります。また、入院・外泊期間中において居室が確保される場合は、居住費がかかりません。

### （5）その他

- ① 日用品費 1日あたり 200円  
日用品費用（ティッシュ・ペーパータオル・ウェットティッシュ類、タオル類、教養娯楽費等）、預り金の出納管理に係る費用等を含みます。
- ② 家電持込料 1製品1日あたり 50円  
（テレビ・電気毛布・電気ストーブ・扇風機・ラジカセ・携帯電話の充電器等）
- ③ 理美容サービス費（1回あたり）  
理容 調髪2,500円、丸刈り2,000円  
美容 2,500円
- ④ 外注食費、行政手続代行費 料金は、要した費用の実費といたします。
- ⑤ クラブ活動費 料金は、別途かかります。

- ⑥ 特別送迎費 送迎で戸田市・蕨市を超えた場合、別途実費がかかります。
- ⑦ 上記のほか、レクリエーション費用など一部料金がかかる場合もあります。
- ※ 月ごとの集計を埼玉県国民健康保険団体連合会への請求と振り分ける関係から、1日あたりの単価は1円単位で変動する場合があります。予めご了承ください。